

写

別添2

環影審第3号
令和6年8月21日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県環境影響評価審査会

会 長 一ノ瀬 友博

川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮）に係る
計画段階環境配慮書について（答申）

令和6年7月8日付け環第32号で諮問のありました標記のことについて、当審査会
において慎重に審査しましたところ、別紙の結論を得ましたので答申します。

I 対象事業の概要

1 事業の名称

川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮）

2 事業者

株式会社レゾナック

3 事業の目的

株式会社レゾナックを含むレゾナックグループは、長期ビジョンで2030年の温室効果ガス排出量削減目標を「2013年比30パーセント削減」と定め、徹底した合理化やガス燃料への転換等を進めるとともに、2050年に向けて水素など温室効果ガス排出を削減する燃料への転換を推進することでカーボンニュートラルの達成を目指している。

そこで、本事業では、川崎事業所（扇町地区）の既存の発電機1機を廃止して、都市ガス及び水素を燃料とした発電設備に更新（リプレース）する。これにより、2013年比でグループ全体の二酸化炭素排出量の5パーセントに当たる、年間24万トン以上を削減することを目標としている。

4 事業の内容

本事業は、川崎事業所（扇町地区）で稼働している発電機4機のうち、石油コークス及び都市ガス燃焼のボイラー・タービン発電機1機を廃止して、都市ガス及び水素を燃料とした発電設備に更新するものである。なお、新設する発電設備は、水素混焼のガスタービン発電機・排熱回収ボイラー及び復水蒸気タービンで、合計出力約17万キロワットの発電を行う。

5 事業実施想定区域

事業実施想定区域は、川崎市川崎区扇町5-1に位置する、面積約35.6万平方メートルの範囲である。

6 事業実施想定区域及びその周囲の環境

事業実施想定区域は、川崎市臨海地域の埋立地で、工業専用地域に指定され、現在は工業薬品、産業ガス等の製造設備やリサイクル設備のほか、研究開発施設の用地等として使用されている土地である。事業実施想定区域の周囲は、工場地帯、市街地及び運河が大部分を占めている。

また、自然環境としては、事業所内の緑地のほか、公園の植栽や芝地が点在している。

なお、事業実施想定区域の1キロメートル範囲内には、環境の保全についての配慮が特に必要な施設として保育所、診療所及び福祉施設が存在する。

II 審査経緯について

令和6年7月4日に、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）が知事に送付され、その中で事業者は、複数案として煙突高さが異なる2案を選定した。また、計画段階配慮事項として煙突高さによる影響の違いを把握するために大気質及び景観を選定し、調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）を行った。

これを踏まえ、当審査会は、令和6年7月から同年8月までの間に2回、配慮書について環境の保全の見地から、計画段階配慮事項の選定や調査等の手法などについて審査を行った。

III 審査結果について

1 総括事項

事業者は、2050年に向けて、水素など温室効果ガス排出を削減する燃料への転換を推進することでカーボンニュートラルの達成を目指すこととし、今回、火力発電設備の一部更新を行うとしている。

本計画では、新たに設置する火力発電設備について、水素混焼を行うことにより二酸化炭素排出量の削減を図るものとしている。

しかしながら、事業者は、カーボンニュートラルの取組みにおける今後の道筋について現段階では確立されているものではないとしており、また、今回更新しない火力発電設備については当分の間運用を続けるとしている。

こうした中で火力発電設備の一部を更新するものであるから、事業者は、今後一層の二酸化炭素排出量の削減に向けた取組みを推進させる必要がある。

その上で、次の個別事項に示すとおり適切な対応を図る必要がある。

2 個別事項

(1) 事業内容

二酸化炭素排出量の削減に当たっては、水素混焼による削減効果だけを見るのではなく、水素の生成の段階で発生する二酸化炭素にも留意したものを調達するなど、全体としてカーボンニュートラルに資するものになるよう努める必要がある。

(2) 大気質

事業者は温室効果ガス排出量の増加がないよう運用していくとしているが、二酸化炭素排出量の削減に必要な水素の調達が困難な場合も想定し、今後の調査等に当たっては、こうした場合の稼働方法や窒素酸化物の量に留意して検討を行う必要がある。

(3) 騒音

事業実施想定区域は工業専用地域であるものの、当該区域から1キロメートル

ル以内に診療所や福祉施設等が存在し、住居系の用途地域の指定もあることから、新たに設置する設備について24時間の稼働が想定されていることも踏まえ、今後の調査等に当たっては、騒音等の影響について現状からの変化を具体的に示すよう努める必要がある。

(4) 土壌

本計画では一定の切盛土が発生する見込みであるが、事業実施想定区域は、土壌汚染対策法の形質変更時要届出区域に指定されていることから、今後の調査等に当たっては、土壌の拡散防止や移動の記録など適切な管理について留意する必要がある。

(5) 景観・その他

煙突の高さについて2案が示されているが、景観の調査等に当たっては、新設案の高さによる検討だけでなく、周辺の他事業所の煙突や本事業所内の高さのある建築物等にも留意して検討を行う必要がある。

また、本事業所に反応性の高い化学製品があることを踏まえ、煙突など高い施設が災害時の事故等を引き起こす可能性があることにも留意する必要がある。

なお、事業者は審査会での説明において水素混焼の割合を配慮書と異なる表示方法により説明するなど分かりにくい部分があることから、今後の環境影響評価方法書等の作成に当たっては、適切な環境影響評価へ向けて、背景や根拠など重要な事項については図書に記載するよう留意する必要がある。

以上